

## 各委員からの意見・提案等一覧

## ◆基本方針〈素案〉

基本方針〈素案〉	委員氏名	当日発言	意見・提案等
<p><b>【基本方針①】</b>  <b>子ども・若者を権利の主体として、今とこれからの最善の利益を図ります</b></p>			
<p>子ども・若者は、今を生きている存在であるとともに、未来を担う存在であり、保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体、つまり、心身の発達過程にあっても、生まれながらに権利の主体です。このことを踏まえ、子ども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ります。また、子ども・若者が、希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるよう、子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。</p> <p>子ども・若者の今とこれからの、その生まれ育った環境によって左右されることなく、一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの権利条約の精神に則り、思想・信条、人種、民族、国籍、障がいの有無、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的取扱いを受けることがないようにし、また貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害から子ども・若者を守り、救済します。</p> <p>上記を含め、子どもや若者に関わるすべての施策において、子どもや若者が健やかに成長できるよう、子どもの権利を基盤とした施策を推進します。</p>	宮内委員		<p>左記文章について、主語～述語間が長いので、文章を区切ってはいかがでしょうか。↓</p> <p>子ども・若者は、今を生きている存在であるとともに、未来を担う存在であり、生まれながらに権利の主体です。心身の発達過程にあっても、保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していき、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体となります。このことを踏まえ、子ども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ります。また、子ども・若者が、希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるよう、子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。</p>
	伊藤委員		<p>子供たち自身に選択や決定を促せる社会であるために、対話の場や表現のスキルを子供たち自身が学ばねばならないと思います。</p> <p>その枠組みをどのように作り出すか、また何時迄に作り出すのかがとても大きな課題だと感じます。</p>
	鈴木委員		<p>「子ども大綱」「子どもまんなか計画」に対応した基本指針であり、おおむね賛成ですが、</p> <p>&gt;希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるよう</p> <p>上記文章の意欲の削除を提案します。理由は意欲を持つ事からも排除されている子ども若者の存在が報告されています。体験格差が意欲の格差につながるなどの報告です。意欲に応じてという表現になると上述したような意欲を持つことから排除された対象者は射程に入らない印象となってしまう事を危惧します。後半の文章で、そのようなことは無いことは読み取れますが、いっそ意欲を削除する事がよいと考えました。</p>
<p><b>【基本方針②】</b>  <b>子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていきます</b></p>			
<p>子ども・若者と対等な目線で、対話しながら、ともに社会課題を解決していき、子ども・若者の自己実現を後押しするとともに、主体的に社会の形成に参画する態度を育みます。また、子ども・若者の最善の利益を実現する観点から、子ども・若者や子育て当事者等の意見を年齢や発達に応じて尊重し、子ども施策に反映させることで、子ども施策の質を向上させていきます。</p>	伊藤委員		<p>子どもの対話とは、想定している子どもの年代は何歳なのでしょう。</p>
	鈴木委員		<p>&gt;主体的に社会の形成に参画する態度を育みます。</p> <p>上記の「態度を育みます。」の文章の検討を提案します。自立支援や子ども支援文脈ではパターンリズムを回避する視点が必要と考えます。子ども若者の内心に介入するような施策よりは、参画が可能な地域社会の形成とするのが望ましいと考えます。</p>

基本方針〈素案〉	委員氏名	当日発言	意見・提案等
	近藤委員		<p>確かに少子化は進んでいるが、必ずしも少子化が悪いことではないと思う。それぞれのライフイベントが個人の意思決定に基づくものとはいえ、若い世代に対して「子どもを産まなくてはいけない」という圧がかかっているように感じる。（あくまで私個人の意見になるが、）若者は冷静になり始めたのだと思う。SNSの普及により出産や子育ての苦勞を追体験できるようになり、現実を見るようになった結果、出産や育児を選択しない若者が増えたのだと考える。</p> <p>若者と対話し、意見と聞いた結果多くの若者が結婚や出産を選ばなかったとしても、受け入れ、本当の意味で個人を尊重してほしい。</p> <p>ただこれだと本当に少子化は止まらないので、養子制度や里親制度に力を入れることで、親と離れて暮らす子どもが親の温かさを感じ、将来自分が子どもを産みたいと思うかもしれない。また、妊娠したはいいが育てることができない状況に陥ったり、育児によるストレスから幼児虐待をしてしまう大人も少なくはない。「もうだめかも」と思ったときに逃げることができる場所を作りそれを「認知」させることで一人でも多くの子どもが幸せになることができるのではないかと。</p>
<p>【基本方針③】 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援していきます</p>			
<p>こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、その時期には個人差があることに留意しつつ、それぞれのこども・若者の発達等の状況に応じて、その健やかな成長が図られるよう、良好な教育、医療、雇用等の社会環境を整備します。</p> <p>また、こどもの成育過程において、心身の健やかな成育が図られることを保障される権利を尊重し、各ライフステージにおいて生じる心身の健康問題等に対応する成育医療等の提供を推進します。</p>	伊藤委員		<p>居場所の創出が課題のように感じます。都市部の環境とそれ以外での環境では、情報を得られる環境・安心して勉強できる環境に大きく差があります。</p> <p>子の成長に合わせた導ける存在である、保護者や親世代の教育も併せて重要。</p>
<p>「子育て」とは、乳幼児期だけのものではなく、こどもの誕生前から始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、安心してこどもを生み、育てることができる環境の整備を進めていきます。</p> <p>また、子育て当事者が、こどもを生み、育てることを経済的理由で諦めることなく、どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持ち、身近な場所でサポートを受けこどもを育てながら、人生の幅を狭めずに夢を追いかけることができるよう取り組みます。</p> <p>さらに、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合い、子育てに伴う喜びを実感できるよう、社会全体で子育て当事者を切れ目なく支えていきます。</p>	近藤委員	★	<p>経済的理由で子どもを産むことを諦める人は、多いと思う。昔と今では明らかに物価が上がっている。何より自分自身が、両親が自分を一人前に育ててくれた過程を考えると今の経済状況から自分一人が生きていくことも不安なのに結婚や子育てをすることは自分にはできないとってしまう。物価高騰は県内だけではなく、全国的に問題になっていて、地方自治でどうにかできる問題ではないかもしれないが、だからこそ、福島県が先陣を切って政策に取り組む覚悟があっても良いのではないかと考える。</p> <p>人口が減少した分、今まで充てることができなかった分野（基本方針②に挙げた養子制度や里親制度）に予算を充てることを検討してほしい。</p>

基本方針〈素案〉	委員氏名	当日発言	意見・提案等
<p>【基本方針④】  <b>良好な成育環境を確保し、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるよう取り組みます</b></p>			
<p>貧困と格差は、子ども・若者やその家族の幸せな状態を損ねることから、その解消を図ることを、良好な成育環境を確保するための前提とし、すべての子ども施策の基盤とします。</p> <p>ひとり親家庭など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、子どもと親の健康で文化的な生活を保障するとともに、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組みます。</p> <p>また、すべての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が守られ、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組みます。</p> <p>子ども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合っており、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであるという認識の下、表出している課題に対する子ども・若者への支援に加え、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護に対応し、困難な状況にある子ども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かく包括的に支援します。</p> <p>保護者がいない又は保護者による虐待などの理由により、子どもを家庭において養育することが困難又は適当ではない場合においては、養育環境の改善や家庭復帰を最大限に支援するとともに、できる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、安定的、継続的な養育を提供します。</p>	小谷委員	★	<p>基本方針⑤にも関連しますが、子どもも子育て中の方も社会の一員として、子育てされる方々を温かく見守れる、応援できる社会の仕組みと思いやる心が必要である事を伝えていけたら良いな一と思っています。</p>
木村委員		<p>・不登校、引きこもり、孤独、孤立への具体的な支援とは、どのような手段があるのか？話を聞く、確認をする、子ども食堂の推進だけで増加傾向にある不登校、引きこもり、孤独、孤立から子ども達を救えるのだろうか？  一人一人に手を差し伸べるまでに何年かかるのではないかな？  ・支援員（心理士、元教育者、民生員、看護師）等多く派遣し、早急の対応が必要な事態になっている。  ・「保護者がいない又は保護者による虐待などの理由により、子どもを家庭において養育することが困難又は適当ではない場合においては、養育環境の改善や家庭復帰を最大限に支援するとともに、できる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、安定的、継続的な養育を提供します。」  ↑福島県に養護施設の数が少ないのではないかな？</p>	
伊藤委員		<p>親の世代の違いにより子に与えられる環境が変化しています。  30代から以上の出産子育ての環境では、子育てと親の介護も両立の存在も大きなハードルとなって存在します。  子と親の関係性の中に祖父母の存在も在るとの想定も必要だと思えます。</p>	
古関委員	★	<p>ひとり親家庭の貧困の状況は本当に様々で、あるいは、ひとり親家庭でも裕福な家庭はあり、その背景には、実家からの援助が受けられたり、実家が裕福であったりと様々です。なので、それぞれのひとり親家庭の具体を的確に把握し、緊急性の有無を早期に把握されていかれることを願います。</p>	
近藤委員		<p>ぜひ、この方針の中で「子育て世代」の意見をしっかり取り入れて政策を行ってほしい。多くの子どもが生活の中で多く関わるのが両親である。よく、子どもは親を見て育つというのがその通りだと感じる。親が楽しく生活していれば、自然と子どもも楽しく生活することができると思う。これは逆もまた然りであり、身近な大人がイライラした雰囲気を出していると子どもは悲しい気持ちになると思う。もちろん、未来を担う存在である子どもを核に考えることは重要だが、子どものそばにいる大人をも核にして考えることがカギとなるのではないかと考える。</p> <p>また、妊娠した方がいいが育てることができない状況に陥ったり、育児によるストレスから幼児虐待をしてしまう大人も少なくはない。「もうだめかも」と思ったときに逃げることができる場所を作りそれを「認知」させることで一人でも多くの子どもが幸せになることができるのではないかな。</p>	



基本方針〈素案〉	委員氏名	当日発言	意見・提案等
<p>【基本方針⑤】 それぞれの世代の視点に立って、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりに取り組みます</p>			
<p>若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、将来の見通しを持てるようにします。</p> <p>結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを生み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことを少子化対策の基本とします。</p> <p>また、共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援するため共働き・子育てを推進し、男女ともに、子どもと過ごす時間をつくることができ、仕事などで自己実現を図りつつ、相互に協力しながら子育てをすることができる、それを職場が応援し、地域社会全体で支えていけるよう取り組みます。</p>	木村委員		<p>共働き・子育ての推進は、どのくらいまで進んでいるのか疑問に思う。</p> <p>実際、当園の共働き世帯は、園児の6割を締めている。出産の際、産休と共に育児休暇を長く取る母親は増えているが、父親の育児休暇取得率はほとんどない。</p> <p>以前、両親共に育児休暇を取っているにもかかわらず、毎日上の子は朝早くから夜遅くまで保育園に預けているケースがあった。</p> <p>家庭の事情もあると思うが、素案の（女ともに、子どもと過ごす時間をつくる）（父親の育児休暇取得数）は実際現実的ではないと思われる。</p>
<p>【基本方針⑥】 県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できるよう、地域社会全体で子育てを支援します</p>			
<p>子どもの養育については家庭を基本として行われ、保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、家族が互いのきずなを確かめ合い、保護者と子どもが共に育ち合うことが重要であり、子育ての基盤となる家庭が円満となって、保護者が深い愛情をもって子どもを健やかに育てられるよう、子どもの養育に関し十分な支援を行います。</p> <p>さらに、地域で子ども・若者や子育て支援に取り組む団体や企業、地域社会、子育てに直接関わっていない方々も含めた県民ひとりひとりが、相互に連携・協力して、子どもが、家庭や地域の愛に包まれながら心身ともに健やかに育つよう、地域社会が一体となって子育てを支援していきます。</p>	古渡委員		<p>?はたして子と家庭が置かれている現状</p> <p>子育てをあまりにも女性そして家族に押し付けてきた30年、家庭の孤立、子育ての孤立など、今日の家庭と地域社会との関係は、「閉じたままその時々個々のニーズに応じてつながる」という状況である。</p> <p>基本方針⑥で「地域社会全体で子育てを支援します」なのか。「地域社会全体で子育てを推進します。」では大きく意味が異なる感じています。</p> <p>「福島県として子育ての社会化を推進」を意見として要望いたします。</p> <p>参考文献 太成学院大学紀要 論文 第18巻（通号35号）pp.83-88 「子育ての社会化」と子どもの育ち 山本由紀子 論文 <a href="https://search.app/6W7bw7as5AvMb61o8">https://search.app/6W7bw7as5AvMb61o8</a></p>
	伊藤委員		<p>地域や社会の伝統の継承活動や、震災原発事故に伴う様々な困難について、親子共に学びを深めて福島の実情を知り郷土愛を育むことが必要です。</p>
	鈴木委員		<p>&gt;子どもの養育については家庭を基本として行われ、保護者が第一義的責任を有するとの認識の下（中略）…保護者が深い愛情をもって子どもを健やかに育てられるよう、子どもの養育に関し十分な支援を行います。</p> <p>法律にも記載されている文章の引用かと思います。上記の文章については法の制定過程でも議論があったと聞きます。文章全体からは地域で子育てすることが書かれているとも読めますが、読み手によって、前半部分は家族責任を問う印象を持たれると思います。県としては、家族責任を抑え、地域包摂を前に打ち出す基本方針はいかがでしょうか？具体的には家族の一義的な責任を文章から削除し、文章後半の地域社会が一体となって子育てを応援する云々を厚くすることを提案します。</p>
	宗形委員	★	<p>後半部分：「相互に連携・協力して」の前に以前と変わってきた子供を取り巻く環境や子育てについての現状を理解することがまず必要であるように思います。</p>

基本方針〈素案〉	委員氏名	当日発言	意見・提案等
★基本方針全体を通して			
—	古渡 委員	★	<p>基本指針（素案）①から⑥、また基本的政策（素案）を総括して。</p> <p>各部局からの提案を精査させて頂きました。福島県の未来のため、この素晴らしい子供たちの政策を実現して頂きたい。</p> <p>実現するための課題として、福島県としての司令塔は、どの部局が担当し、権限や企画そして予算など様々な課題をクリアにする組織改革が必要に感じます。また、県の各部局との連携がかなり重要な事から、従来の縦割り行政では進まないと思います。</p> <p>提案</p> <p>私案ですが縦割り行政を打破するために、各部局から担当者の併任発令にて職員執行していただき、行政チームを設置、司令塔が采配し行政間の壁を横ぐし課題解決をしていく「こども行政改革チーム」を設置してはいかがでしょうか！</p> <p>また「こどもまんなかプラン」は従来の子育て会議よりかなり政策が多岐にわたることから実務的に官・有識者・当事者・現場の意見を吸い上げる部門ごとの部会の設置が必要と思います。</p>

◆基本的施策〈素案〉

基本的施策〈素案〉	委員氏名	当日発言	該当ページ	意見・提案等
<b>I ライフステージを通じた重要事項</b>				
<b>1 こども・若者の権利保障の推進</b>				
<b>1-1 こどもの権利の尊重と普及啓発</b>				
<b>■現状・課題・施策の方向</b>				
<p>全てのこども・若者には「こどもの権利条約」に掲げられている「こどもの権利」がありますが、こどもの権利については、当事者であるこども、またこどもを守るべきおとなや社会にも、十分に認知されているとは言えません。</p> <p>こどもには、幸せに生き、成長する権利がありますが、いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等は、こどもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。こうしたこどもの権利侵害は絶対に許さないという意識を社会に浸透させるため、広く県内に人権尊重の意識を高める啓発活動を行うとともに、こどもが自らを守り、困難を抱える時に助けを求め、回復できるよう、自らが権利の主体であることを学ぶための人権教育を進める必要があります。</p>	片平委員	★	1	<p>成長期にいじめ等によりひきこもりや摂食障害等で心身に障害を持ち社会復帰を目指す若者の相談支援を受けることがあります。成績もよく大学を目指して夢を抱いていた若者が大切な人格形成の時期に心身に傷を負い、治療を余儀なくされています。そして、少しずつ歩みだしています。中には治療が長引く若者も多くいるのが現状です。福島県の未来を引っ張っていく若者が学校などの集団生活で心身に傷を負い未来が閉ざされています。</p> <p>いじめ防止対策推進法第23条第4・5・6項では被害児童生徒等が安心して教育を受けられるために必要な措置として、加害児童生徒に対する別室指導や加害・被害児童生徒双方の保護者との情報共有、警察との連携とあります。しかし、現状は被害児童が別室指導を受けるなど、すべての生徒から差別的と受けとれる対応がされています。</p> <p>大人社会が毅然として速やかに、加害児童生徒への対応を検討していきたいと考えます。</p>
	宗形委員		1	<p>国の意向も踏まえ、今回は、子どもの意見表明権を明確に位置付ける必要はないでしょうか。</p>
<b>■施策の展開</b>				
<b>(1) こどもの権利尊重の普及啓発</b>				
<p>○こどもの権利条約や児童福祉法の基本理念を普及させるため、毎年5月を「児童福祉月間」と定め、地域の小学校と連携した「こいのぼり掲揚式」の開催やポスターの配布などを通じて、広くこどもの権利尊重に関する啓発を行います。【こども未来局】</p>	宗形委員		1	<p>「こいのぼり掲揚式」の開催が子どもの権利尊重とどのようにつながるのが、明確でないように思いますが、これまでそのような意味づけの取り組みはなされていたのでしょうか。</p>
<b>(2) 人権教育の推進</b>				
<p>○誰もが自らの個性をいかし、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生き抜き、複雑な社会の課題を解決しながらより良い社会を創造していくためには、人権を尊重し、他者との違いを新たな価値を創造するために重要なものとして受け止め、多様な他者と連携・協働することが重要です。</p> <p>誰一人取り残すことなく、全てのこどもたちが、可能性や個性を伸ばすことができるよう、こどもたちの状況に応じた教育機会の提供や支援を行うことで、多様性を力に変える土壌をつくりまします。【教育庁】</p>	宗形委員		1	<p>「多様性を力に変える土壌をつくり」とは何をどのようにすることででしょうか。ある程度、具体も示す必要があるように思います。</p>
<b>(3) こどもが自ら助けを求められる環境の整備</b>				
<p>★本項目を通して</p>	宗形委員		2	<p>学校で過ごす時間は、子どもの生活の多くを占めるものであり、その学校での環境や教師・保護者の理解が不可欠であると考えます。ここでは学校を整備する環境の一つとする必要があると思います。</p>
<p>○こどもの求めに応じてこどもの意見を代弁する「意見表明支援員」を配置し、社会的養護下にあるこどもが日常生活の場面においても、生活の中で抱く悩みや不満等についてその意見が適切に表明され、その意見がこどもの最善の利益に反映されるものにします。【こども未来局】</p>	伊藤委員		2	<p>自身の意見を伝える、現在の自身が抱える問題を理解する子になる為のスキルについてどのような課題があるのか、また想定されているのか。</p>
<b>1-2 こども・若者の意見表明と社会参画の推進</b>				
<b>■現状・課題・施策の方向</b>				
<b>■施策の展開</b>				
<b>(1) こども・若者の意見表明の機会の提供</b>				
<p>○こどもの権利条約とこども基本法の趣旨を踏まえ、こども・若者に意見表明の機会を提供するなど、こどもの意識・立場に立ち「こどもの視点」を重視した対応を推進するとともに、将来に夢や希望を抱くことができるよう支援します。【全部局】</p>	宗形委員		3	<p>「機会を提供する」のではなく、設定するとした方が適していると考えます。</p>
<p>○県内のこども・若者を対象に、本県の政策課題等をテーマとしたワークショップ等を開催し、こども・若者が自身や自身の暮らす地域の将来について考え、行動するきっかけを作るとともに、より詳細なこども・若者の意見を聴取し、こども施策への反映を図ります。【こども未来局】</p>	宗形委員		3	<p>市町村レベルで子どもの声を聴くワークショップ等が開催されているのではないのでしょうか。県独自で進めることも大切ですが、市町村と連携することも明記し、進めて行ってはいかがでしょうか。</p>



基本的施策〈素案〉	委員氏名	当日発言	該当ページ	意見・提案等
○本県のこども施策や子育て支援に関する施策について審議する「福島県子ども・子育て会議」の公募委員に若者枠を設け、若者の意見を積極的に施策へ反映させていきます。【こども未来局】	宗形委員		3	若者枠は～18歳とし、当事者である子どもの声を聴くことを明確に主張した方がいいように思います。
<b>(2) こどもの社会参画の機会の提供</b>				
○児童生徒が学校や地域での生活をよりよくするために、教科等の学習を基に生活上の諸問題を発見・解決するなど、よりよい社会の形成に参画することの意義や価値を見いだす学習に取り組み、主権者意識を育みます。【教育庁】	宗形委員		4	具体的にどのようなことを行おうとしているのかをある程度明確にする必要があるように思います。
<b>2 こども・若者の健やかな成長のための環境づくり</b>				
<b>2-1 多様な遊びや体験活動の推進</b>				
<b>■現状・課題・施策の方向</b>				
遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。たとえば、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、そして生涯にわたる幸せにつながっていきます。 こういった遊びや体験活動の重要性を認識したうえで、地域が連携・協働し、こども・若者の年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を計画的に創っていきます。 また、こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであるため、家庭、地域、学校・園等における取組を推進していきます。	宗形委員		5	社会情動的スキルを認知スキルより前に表記することでその重要性を明示する必要があると考えます。
<b>■施策の展開</b>				
<b>(1) 幼児教育・保育における遊びの質の向上</b>				
○保育所や幼稚園、放課後児童クラブ、児童館など、日常的な場所における遊び環境の充実強化を推進します。【こども未来局】	伊藤委員		5	公私の別なく同等の支援をお願いします。
○幼児教育段階から非認知能力を育成するとともに、幼児教育で育まれた資質・能力の基礎を小学校以降の教育に効果的につなぐ取組を推進します。【教育庁】	宗形委員		5	具体的には何をするのでしょうか。
<b>(2) 学校や地域における体験活動の推進</b>				
○地域課題探究活動の推進により郷土理解を促進するとともに、失敗を克服する経験の少ないこどもたちに対し、様々な経験ができる機会の充実を図ります。【教育庁】	宗形委員		6	地域課題探究活動の推進は、郷土理解の促進が主目的ではないと考えます。VUCAの時代だからこそ、子どもたちが地域課題解決を子どもたちが行うことが、現在を力強く生き、将来につないでいくことになるという意味こそ主張すべきではないでしょうか。
<b>(3) 環境学習・自然体験等の推進</b>				
<b>(4) 運動習慣・体力向上・身体作り・スポーツ体験等の推進</b>				
★本項目を通して	宗形委員		7	小学校における遊びの価値の再認識・校庭の活用などについても明記してはいかがでしょうか。
○民間団体等が行うプレイリーダーや地域の大人が見守る中で野外空間を活用して、自由な発想で遊ぶことができる機会の創出等を支援することにより、幼児期から体を動かすことを楽しみながら運動習慣の定着を図ります。【こども未来局】	宗形委員		7	幼児期から青年期まで「民間団体等が行うプレイリーダー」→「民間団体等に所属するプレイリーダー」という表記ではないでしょうか
<b>(5) 文化芸術体験機会の提供</b>				
○福島県立博物館において、学校団体、未就学児関係団体、地域の団体やアーティストと連携し、多様な文化芸術体験と学びの機会を提供し、こどもが感性を育み社会に出会う場の創出に取り組みます。【教育庁】	宗形委員		7	福島県は他県に比べ、美術館・博物館が県内各地にあることが特徴でもあります。そのことにも触れてはいかがでしょうか。
<b>(6) 読書活動の推進</b>				
○「福島県子ども読書活動推進計画」を基に、福島の未来をひらく全てのこどもが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって望ましい読書習慣が確立できるよう、こどもが読書に親しむ機会の充実や、こどもの読書環境の整備と充実、こどもの読書活動についての理解の促進を図ります。【教育庁】	伊藤委員		8	図書館が近くに立地している子は少なく思います。上手に活用できる環境下で生活できる子も限られています。生徒・児童に割り当てられているタブレット等を使った読書環境を作ることも必要だと思います。

基本的施策〈素案〉	委員氏名	当日発言	該当ページ	意見・提案等
<b>2-2 青少年健全育成の推進</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
<b>(1) 青少年が健やかに成長できる環境づくり</b>				
○子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、青少年健全育成条例の適正な運用を図るとともに、家庭・学校・職場・地域と連携して青少年健全育成県民総ぐるみ運動を推進します。【こども未来局】	安藤委員		9	地域の青少年健全育成活動では、地域に子どもが少なくなり、またいなくなってしまう地域もあり、従来の活動ができない、どうしたらよいかわからない等の声が出てきている。どのような活動や運動がよいのか、時代に即した活動内容やブラッシュアップした活動の案内が必要と思う。
	宗形委員		9	子どもの権利条約の理解やそれに関わる啓蒙活動と関連付ける必要はないでしょうか。
<b>3 こどもまんなかまちづくり</b>				
■現状・課題・施策の方向				
こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を進めるため、こどもや妊産婦、乳幼児連れ等、全ての人にとって生活しやすい環境を整備するため、公共施設等におけるユニバーサルデザインやバリアフリー化を推進するとともに、通学路等の安全確保やこどもが遊べる場を整備します。 また、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化していきます。	伊藤委員		10	通学通園中の事故も目にします。安全を確保するため、スクールバスの検討を始めるべきです。
■施策の展開				
<b>(1) 全ての人にとって生活しやすい環境の整備</b>				
○県立学校について、長寿命化計画に基づく計画的な維持管理に取り組み、施設の長寿命化を図るとともに、バリアフリー化を進める等、学びの環境を整備します。【教育庁】	伊藤委員		10	猛暑等の経験から、冷水や浄水を提供できる設備も必要です。水筒の持参での対応も重さ等の課題があります。
	宗形委員		10	WI-FI などICTのための環境整備についても触れる必要はないでしょうか。
<b>(2) 通学路等の安全性の確保</b>				
<b>(3) こどもの遊び場づくり</b>				
○こどもや子育て当事者が安心・快適に公園を利用することができるよう、あづま総合運動公園をはじめとする県営都市公園について、利用者の目線で、施設の更新や維持管理を行うとともに、地域の賑わいを創出することにより、こどもや子育て当事者が親しむ場を提供します。【土木部】	宗形委員		11	公園の利用制限の影響を把握し、市町村に呼びかけていく必要性もあるように思います。
<b>(4) こどもと楽しく外出できる環境づくり</b>				
★本項目を通して	小谷委員		11	外出先での授乳室やおむつ交換スペース、親子トイレの設置の推進。清潔で、安全、適度な室温。
○未就学児を乗せた自動車が優先して駐車できる「子育て応援駐車場」の設置を推進するなど、こどもと一緒に安心して気兼ねなく外出できる環境づくりを進めます。【こども未来局】	柳沼委員	★	11	子育て応援駐車場は不要だと思います。現状、思いやり駐車場を利用したい場合でも、台数が限られていて「本当に近くに車を停めたい人（怪我や疾病など）」が優先利用できていないと感じる場面を見聞します。未就学児を連れてのお出かけは確かに大変ですが、駐車場内の飛び出しが心配などの理由であれば、マークの利用ではなく、駐車場整備（駐車場内に横断歩道を設けるなど）の対応をした方が良いと思います。なんのために優先するのか、明確な理由をご提示いただきたいです。
<b>(5) 子育て世帯への住宅支援</b>				



基本的施策〈素案〉	委員氏名	当日発言	該当ページ	意見・提案等
<b>4 こども・若者が活躍できる機会づくり</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
<b>(1) 学びの変革による学力向上</b>				
○ふくしま学力調査及び全国学力・学習状況調査等の結果を基に、学力を伸ばしている学校を特定するとともに、効果的な事例等を抽出し、授業改善支援訪問等での具体的な指導助言につなげていきます。 また、全市町村教育委員会や外部専門家が参画した県学力向上対策会議を開催し、エビデンスに基づいた学力向上策の検討及び具体的な取組を推進していきます。【教育庁】	古渡委員		13	小中高の学力向上は勿論重要です。こんかい「エビデンスに基づいた学力向上策の検討」とあります。しかし子どもの育ち並びに小中高の学力等の基礎は、就学前の乳幼児期の遊びが基礎です。OECDでもエビデンスベース「人生の始まりこそ力強く」乳幼児期の教育とケア（ECEC）をStartigStrong IIで報告しています。ノーベル賞ジェームス・ヘックマン氏「生き抜く力」は5歳までに決まる。と世界のエビデンスベースは乳幼児期の教育・保育であることから、今すぐ成果は現れないかもしれません。5年後10年後に大きな学力向上の成果とする為にも乳幼児期の教育に力を入れていただきたい。
	宗形委員		13	求められる学力についての教員と保護者等の理解の促進、そして、学びの主体である子どもの情意面に着眼したり、学習の個性化を実現したりする授業改善が早急に必要であると考えます。
○成績上位層や学ぶ意欲の高い生徒を対象とした企画を実施し、資質・能力の伸長及び難関大学受験に対応できる学力の向上を図ります。また、各高等学校での理数教育や思考力等を育む取組等を支援することで学びの変革を推進し、本県高校生の進路実現につなげます。【教育庁】	宗形委員		13	学びの変革の重要なキーワードが「探究」であるならそれに特化する施策の展開が必要不可欠であるように考えます。
<b>(2) 次世代を担う人材の育成</b>				
○次世代を担う人材育成の促進を図るため、英語教育の強化、数理・データサイエンス・AI教育等の推進について取組を行う私立高等学校等に対し補助を行い支援します。【総務部】	小谷委員		13	音楽や美術など芸術関係は含まれないのですか？
○工業高校生等に対し、産業技術総合研究所 福島再生可能エネルギー研究所（FREA）やふくしま再生可能エネルギー産業フェア（REIFふくしま）の見学などを通じ、再エネ・水素関連技術などカーボンニュートラルに関する取組を学ぶ機会を提供し、興味や関心の喚起、知見の習得を促します。【商工労働部】	小笠原委員	★	13	○ものづくり技術・技能の継承はもとより、世代間で偏りのない技術・技能労働者の確保と人材の育成に向けて、技術・技能評価制度の社会的認知の向上をはかられたい。また、ものづくりマイスター制度（若年技能者人材育成支援等事業）等を活用し、効果的な技能の継承や後継者の育成を行うために、必要な場所・設備等の提供・支援の強化を求める。 ○教員に対する技術・技能の指導強化をはかり、ポリテクセンターや都道府県産業技術専門学校、専門高校・高等専門学校・大学の学校教育において、実践指導員や技能コンサルタントとして採用されたい。
○STEAM教育の充実、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）や福島イノベーション・コースト構想による取組、海外研修を始めとした国際交流等の学校の実態に応じた取組によって、創造性あふれ、新たな価値を生み出す、地域や社会をけん引するリーダーを育成します。【教育庁】	伊藤委員		14	物価高騰、燃料費高騰、円の価値下落により海外研修にかかる費用が増大しています。すべてのやる気ある子供たちが経験を重ねられるようになる為に、金銭面での補助・援助が必要です。
<b>(3) スポーツ競技力の向上</b>				
○JFAからふたば未来学園高校サッカー部への指導者派遣などにより、競技力の向上はもとより、サッカーを通じた人材育成を推進します。【企画調整部、教育庁】	伊藤委員		14	食育やメンタルコントロールの指導などは、スポーツ生だけでなく、多くの学生にも提供してもらいたい。
<b>(4) 国際理解・国際交流・外国語教育等の推進</b>				
○福島県に配置されている国際交流員が、県内の学校や公民館などに出張し、自分の国や言葉を紹介し、語学力のみならず、異文化に対する相互理解や価値想像力、社会貢献意識など様々な要素が必要なグローバル人材の裾野の拡大を目的とした出前講座を開催します。【生活環境部】	宗形委員		14	出前活動が実施されていることについて、その活用も含め積極的な周知活動についても触れることが大切ではないでしょうか。
<b>(5) 外国人のこども・若者等への教育</b>				
<b>5 こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
<b>(1) 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの払拭</b>				
○ジェンダーにとらわれず児童生徒の能力を最大限に生かすため、小中高を通じた学力の向上と人間性・社会性の育成を一体的、総合的に推進します。【教育庁】	小笠原委員		15	○ジェンダー平等教育の現状を検証し、教育プログラムの改善につとめることを要望する。 ・具体的には、社会科や道徳に限らず、全ての教科で性別による役割分担やステレオタイプを超えた多様な生き方を理解し、尊重する教育を推進することを求める。
○教職員の男女共同参画に関する研修を充実し、男女共同参画の正しい理解の浸透を更に推進します。【教育庁】	小谷委員		16	指導者研修は必要なので、良いと思います。
<b>(2) 多様な性に関する理解増進や人権擁護</b>				

基本的施策〈素案〉	委員氏名	当日発言	該当ページ	意見・提案等
○性的指向や性自認などを理由とした困難を抱える児童生徒の心情に配慮した対応をするとともに、小・中・高校・特別支援学校とも児童生徒の発達段階に応じ、学習指導要領における人権教育に関わる内容を踏まえ、人権（性的指向や性自認に関するものも含む。）を尊重する意識を高める授業等に取り組みます。【教育庁】	宗形委員		16	校則の見直しも含めてはいかがでしょうか（高校では積極的に進められているようですが、中学校ではいかがでしょうか）。
<b>6 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供</b>				
<b>6-1 プレコンセプションケアの推進</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) プレコンセプションケアの普及・啓発				
○プレコンセプションケアの普及・啓発のため、フォーラムの開催やホームページ等により取組を周知するとともに、相談先を明記したカードやポスターを送付するなど、プレコンセプションケアの重要性を伝えていきます。【こども未来局】	小谷委員		17	「プレコンセプションケア」を幅広い年代の方々に知っていただく必要があります。
(2) 性と健康に関する相談支援				
<b>6-2 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) 慢性疾病を抱える患者家庭への医療費助成				
(2) 小児慢性特定疾病児童の自立促進				
<b>7 こどもの貧困対策</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) 幼児教育・保育の無償化				
○原則、3歳から5歳児クラスの幼稚園、認定こども園、保育所等の利用料を無償化します。【こども未来局】	伊藤委員		19	給食費補助も併せてご検討ください。
○3人以上のこどもを養育している世帯の保育料の一部を支援し、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。【こども未来局】	伊藤委員		19	4人、5人以上の子育て世帯には、より充実した支援が必要。
(2) 教育費負担の軽減				
○低所得世帯等を対象として新入学向けの学用品などを補助する「就学援助」や、高等学校の授業料を補助する「高等学校等就学支援金」等により、義務教育から高等教育まで切れ目なく教育費負担の軽減に取り組み、全ての世帯における教育機会の確保に努めます。【教育庁】	伊藤委員		19	償還払い以外の支援が必要。
	小笠原委員		19	○教育機会の格差を通して親から子へと引き継がれる「貧困の連鎖」を断ち切るため、就学前教育から高等教育まで、すべての教育にかかる費用の無償化を行い、社会全体で子供たちの学びを支える事を求める。具体的には中間層を含めたすべての世帯の入学金・授業料を引き下げ、最終的には全面無償化に取り組まれない。 ○高校生の給付額奨学金制度の対象拡大と給付額の増加を図るなど支援措置を拡充されたい。
(3) 低所得子育て世帯のこどもへの学習支援				
(4) 高校中退者への支援と中退の予防				
○各学校において地域課題探求活動等、生徒が主体的に活動する様々な取組みを行い、生徒の自己肯定感や自己有用感を高め、高校中退の予防に努めます。 また、進路選択の段階から中学校との連携を図り、ガイダンスとカウンセリングを生かした学校適応指導を充実させるとともに、学習指導の工夫改善や教育課程の見直しを図ることで、きめ細かな指導や個別理解を進め、家庭と連携した生徒指導の充実に努めます。【教育庁】	宗形委員		20	各学校は県立のみをイメージしたものでしょうか。すべての学校種で必要な内容ではないでしょうか。地域課題探究活動ではなく地域課題探求活動としているのはあえてでしょうか。（探求か探究かどちらでしょうか）
(5) 生活困窮者等への生活支援や生活再建・就職支援				
○経済的に困窮している相談者の状況に応じて、住居確保の支援、就労に向けた支援、家計管理の支援、こどもの学習支援等、包括的な支援を行うことにより、自立を支援します。【保健福祉部】	小笠原委員		20	生活困窮者自立支援制度により、県内の相談窓口は明確にされ、住居確保給付金の支給もされているが、入居時から入居中、退去までの切れ目ない支援体制を構築するためには、公営住宅やセーフティネット住宅、増加している空き家率の活用も視野に住居確保の支援大変を構築されたい。



基本的施策〈素案〉	委員氏名	当日発言	該当ページ	意見・提案等
(6) スクールソーシャルワーカー等による関係機関等との協働体制の構築				
(7) ギャンブル等依存症対策				
○ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連していることから、依存症に関する正しい知識の普及啓発や教育の推進、相談・治療・回復のための支援体制の充実、関係機関との連携協力体制の構築及び人材の育成・確保の推進に取り組みます。 特に学齢期の子どもについて、近年はオンラインゲームに親しむ子どもが増えていることから、課金型のオンラインゲーム等の依存を含め、ギャンブル等依存症の予防のための啓発に取り組みます。【保健福祉部】	石綿委員	★	21	オンラインゲームに限らないゲーム依存、ネット依存、スマホ依存等による脳への悪影響、視力低下などを踏まえて、学校、家庭だけでなく、社会全体で予防に取り組める啓発活動を期待します。
8 援助を必要とする子どもや家庭への支援				
8-1 障がい児支援・医療的ケア児等への支援				
■現状・課題・施策の方向				
障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者や日常生活を営むために医療を要する子ども（医療的ケア児）の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの子ども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。	古渡委員		22	24ページ（7）「インクルーシブ教育の推進」とどの様に連携するのか？「教育庁」と「子ども未来局」との整合性を図っていただきたい。子どもの権利として考えた場合、縦割り行政そのものになり子ども達の為になるのか疑問である。
■施策の展開				
(1) 障がいや発達の特性の早期発見・早期療育				
(2) 発達障がい児の支援体制強化				
○発達障がい児への支援にあたっては、発達障害者支援地域協議会等を活用しながら、発達障がい者支援センターを中心に、児童発達支援センターなどの各関係機関が連携して支援します。【子ども未来局】	安藤委員		22	当事者や教育者だけの支援ではなく、その周りにいる子どもたちや保護者への理解も進められる施策を考えてほしい。PTAの研修の場でも、保護者からどう対応したらよいかわからない、等の声が上がっている。
(3) 障がい児等の地域支援体制強化				
(4) 障がい児等の医療負担軽減等の経済的支援				
○障がい児や小児慢性疾患を患う子どもなどが必要なサービスを受ける場合の支援や医療費に対する助成などにより、障がい等のある子どもを持つ家庭の負担軽減を図ります。【子ども未来局】	片平委員		23	医療的ケア児は医療機器や衛生用品等の生活に必要な機器、日常生活に必要な衛生用品が自己負担となっている部分があります。また、機器を使用する電源の確保や光熱費等の経済的な負担があります。
(5) 医療的ケア児への支援				
○保育所等において医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を推進します。【子ども未来局】	片平委員		23	医療的ケア児の保育、幼稚園入所、就学にはまだまだハードルがあります。事例ですが、鼻からの栄養摂取を行っている経管栄養の医療的ケアを必要とする児童が保育所の利用を希望し、町と保育園と、通所中の児童発達支援が協議を重ね、児童発達支援がフォローし連携することで保育所も少しずつ預かり、保育園職員も慣れた。現在では認定特定行為業務従事者認定証の交付を園が受けるまでになりましたが、園が民間へ移行することとなり、次年度以降は通所できない状況になっている。自治体によって、事業者によって出来る事出来ないことが多く、県内でも格差がある状態です。
(6) 発達障がい児・医療的ケア児への保健・医療支援体制の構築				
ア 医療的ケア児が入院する医療機関における退院支援・体制整備				
○医療的ケア児が入院する医療機関において、児の入院後、現在の病状及び今後予想される状態等について家族等と話し合いを開始し、退院後の療養上必要な事項について説明するとともに、退院・転院後の療養生活を担う医療機関や訪問看護ステーション等との連絡や調整、福祉サービスの導入に係る支援等を行う体制整備に努めます。【子ども未来局】	片平委員		23	小児の訪問看護事業所が少ない、さらに人工呼吸器等の操作ができる事業所は限られている。
○発達障がい診療等に関わる地域のかかりつけ医、従事者等に対する研修を実施し、発達障がいに対応する医療機関、従事者の確保に努めます。【子ども未来局】	安藤委員		23	是非、進めてください。
イ 在宅医療における支援・体制整備				
(7) インクルーシブ教育の推進				
○インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様な学びの場や交流及び共同学習の一層の充実・整備を着実に推進します。あわせて、「第二次福島県県立特別支援学校全体整備計画」に基づく特別支援学校の整備を進めます。【教育庁】	古渡委員		24	子ども基本法の理念を考えると、幼～高は充実すると考えられるが、特に思春期の障害を持った子どもたちが、これからの共生社会で暮らすためのインクルージョンの社会を考慮して頂きたい。教育の概念では、インクルーシブ教育であるが、子ども基本法からの理念で考えると目指すべきはインクルージョンが必要と考えられる障がい児も健常児も共に育つ教育現場を願いたい。
○高等学校と特別支援学校の併設校を中心に、交流及び共同学習を進め、多様性を認め合う特色ある学校づくりを行います。【教育庁】	宗形委員		24	義務教育とも交流が必要ではないでしょうか。



基本的施策〈素案〉	委員氏名	当日発言	該当ページ	意見・提案等
(8) 障がいのある若者への就労支援				
(9) 災害時における要配慮者への支援体制の整備				
○防災施策において配慮を要する高齢者、障がい者・発達障がい児、乳幼児、妊産婦、医療的ケア児等の要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが難しい等、特に支援を要する方（避難行動要支援者）がそれぞれの状況に合わせて避難できるよう市町村が策定する「個別避難計画」の作成を支援するため、市町村間の情報共有の場の創出や研修等を開催します。 また、地域住民主体で行う防災活動に関する「地区防災計画」の策定を支援する中で、ワークショップ等を通じて「地域の要配慮者への対策」について考える機会を設けるなど、地域の中で助け合う環境づくりを進めます。【危機管理部、保健福祉部、こども未来局】	小笠原委員		25	避難所を運営するなかで、人員不足が懸念されることから初動対応を含めた、災害発生時の迅速な対応の整備に加え、女性が安心して避難できる防災対応に従事する女性職員の比率30%の達成をされたい。 すべての人が安全・安心に避難できるよう「個別避難計画」の全市町村作成を県として促されたい。
	小谷委員		25	医療的ケア児、乳幼児、妊産婦視点での計画の充実を希望します。
<b>8-2 児童虐待防止対策の強化</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) 児童虐待の防止とこどもの見守り				
(2) 相談支援体制の整備				
○県内の各方に設置している児童相談所において、こどもの虐待をはじめとする児童の福祉に関するあらゆる相談に対応します。また、増加を続ける児童虐待通告、子育て相談等に即時に対応し、虐待の予防、早期発見及び早期対応を強化するため、通報者や相談者からの電話を24時間365日確実に受け付けることのできる「児童相談所虐待対応ダイヤル」を設置します。【こども未来局】	宗形委員		26	「児童相談所虐待対応ダイヤル」とは電話のみでしょうか。SNSやメールなども活用されているなら明記してはいかがでしょうか。
(3) 児童虐待への対応強化				
○一時保護時や里親委託時、入所措置時の決定等に際し、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して各措置等を行うために、年齢や発達に応じた説明及び意見聴取を行います。【こども未来局】	宗形委員		27	意見表明権についても触れる必要はないでしょうか。
○虐待を受けたこどもの保護者への精神科医によるカウンセリングや、子育てについて学ぶプログラムの実施等を支援するため、児童相談所職員に対して専門的な研修を実施します。【こども未来局】	宗形委員		27	子どものカウンセリングなど、27ページ「(4) 性被害の被害者等となったこどもへの支援」の「検察庁、警察、児童相談所等の関係期間の連携を強化し～」と同等の対応が必要ではないでしょうか。いいと思いますが、関わる人によって近い順に並べてはいかがでしょうか。「児童相談所、警察、検察庁等」
(4) 性被害の被害者等となったこどもへの支援				
○「ふくしま性と健康の相談センター」において、若い世代を対象に性について正しい情報の発信や、中学・高校生を対象とした健康教育を行うほか、性と健康に関する様々な悩みに電話やメール、LINE等にて対応しており、予期せぬ妊娠や性感染症等についても、必要に応じて産科への受診同行も行いながら、相談支援を行います。【こども未来局】	小谷委員		28	「ふくしま性と健康の相談センター」を受託しています。「受診同行」について、「性感染症」という表現でなく、性に関する疾病という表現ではいかがでしょうか？こども未来局に確認お願いいたします。
(5) 学校における教育相談体制の充実				
(6) ギャンブル等依存症対策				
<b>8-3 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) 里親等委託の推進・普及啓発				
○里親の増加や里親家庭でのこどもの養育への理解を広めるため、里親入門講座（里親制度説明会）を開催し、街頭でチラシ等の配布を行うなどの広報活動や関係機関への周知等による普及啓発を行います。【こども未来局】	宗形委員		29	チラシ等配布の効果はどのくらいあるのでしょうか。これまでの効果に基づいた方法の選択があるように思います。
(2) 家庭や里親等での養育が適当でないこどもの養育支援				
(3) 社会的養護経験者の自立支援				
(4) 要保護児童への支援				

基本的施策〈素案〉	委員氏名	当日発言	該当ページ	意見・提案等
<b>8-4 ヤングケアラーへの支援</b>				
<b>■現状・課題・施策の方向</b>				
本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。	伊藤委員		31	親世代の高齢化に伴い子育てと介護の両立が必要なるケースが増えていきます。
<b>■施策の展開</b>				
<b>(1) ヤングケアラーへの支援と支援体制の強化</b>				
○ヤングケアラーをはじめとする困難を抱える子ども等に向けて、支援に関する情報等を発信します。【子ども未来局】	宗形委員		31	これは何で発信する予定でしょうか。
○日頃から子どもと接する機会が多い方が、ヤングケアラーに気づいたときに相談窓口につながることができるよう「支援制度」についてまとめた「福島県ヤングケアラー支援ハンドブック」や、ヤングケアラー支援の必要性や考え方、支援方法等についての基本的な事項を確認するための「福島県版ヤングケアラー支援マニュアル」を配付し、関係者によるヤングケアラー支援につなげていきます。【子ども未来局】	宗形委員		31	学校への発信も行う予定でしょうか。
<b>(2) 子ども家庭センターの体制整備</b>				
<b>(3) 学校における教育相談体制の充実</b>				
<b>9 犯罪などの危険から子どもを守る取組</b>				
<b>■現状・課題・施策の方向</b>				
<b>■施策の展開</b>				
<b>(1) 子ども・若者の自殺対策</b>				
○学生・教職員へ向けた自殺予防研修の実施と、若者のアイデアを取り入れた若者向けの自殺予防グッズを作成し、普及啓発を行います。【保健福祉部】	安藤委員		33	「若者のアイデアを取り入れた若者向けの自殺予防グッズの作成」とあるが、この発想のきっかけは何かあるのか？
○家庭・学校・地域において周囲の人が自殺や精神疾患に関する正しい知識を持ち、身近な人の悩みに気づくことができるよう普及啓発に努めるとともに、専門機関へのつなぎなど関係機関の連携と人材育成を推進します。【教育庁】	安藤委員		33	地域において、つながって受け入れられる仕組みづくりを進めてください。
<b>(2) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備</b>				
○家庭や学校で子どものインターネット利用に関する基礎知識の習得度合いと利用状況を把握し、その向上と改善を図る支援システム「ふくしま情報モラル診断」を運用します。【子ども未来局】	宗形委員		34	どこに発信するのかまで明記してはいかがでしょうか。
<b>(3) 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策</b>				
<b>(4) 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備</b>				
○高校生等の消防団への認知を図るとともに、入団への理解が得られやすい環境を整備します。【危機管理部】	安藤委員		36	高校生に消防団の入団資格はないのではないかと。
○様々な災害が発生した際に、児童生徒が自らの判断で適切に対応したり、様々な事件・事故に遭わないよう行動したりできるようにするため、発達段階に応じた能力の育成や意識の向上を図ります。【教育庁】	宗形委員		36	具体的にどのように実施していく予定でしょうか。
○教職員一人一人の危機管理能力を向上させることにより、学校全体で児童生徒の命を守る防災・防犯体制の強化、学校事故の未然防止等、学校の安全性向上に努めます。【教育庁】	宗形委員		36	具体的にどのように実施していく予定でしょうか。
○保護者が被害者となり、子どもの養育が困難な状況となった場合には、子どもを児童相談所にて一時保護し、その後の保護者の状況に応じて、施設入所等の必要な支援を行います。【子ども未来局】	宗形委員		37	必要な支援等にはカウンセリングも含まれるのでしょうか。
<b>(5) 非行防止と自立支援</b>				



基本的施策〈素案〉	委員氏名	当日発言	該当ページ	意見・提案等
<b>II ライフステージ 別の重要事項</b>				
<b>1 こどもの誕生前から幼児期まで</b>				
<b>1-1 妊娠前から妊娠中、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保</b>				
<b>■現状・課題・施策の方向</b>				
<p>安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりの一環として、周産期医療に必要な施設・設備の整備や運営を支援するとともに、産科・産婦人科医の確保、育成に努めます。</p> <p>また、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保するため、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の事業について、広域的かつ専門的な立場から課題の把握等を行い、市町村と連携して取組を充実させていきます。</p> <p>また、妊娠・出産の仕組み等に関する正しい知識について、妊娠前の若い世代を中心に周知啓発を行います。</p> <p>さらに、子どもを持ちたいのに子どもができない不妊に悩む方に、不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターを設置するとともに、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療への経済的支援を行います。</p>	伊藤委員		38	就学前の子供の発達を明確にし小学校生活をより充実したものにす為に5歳児の定期健診を制度化
<b>■施策の展開</b>				
<b>(1) 周産期医療体制の整備</b>				
<b>ア 周産期に必要な施設・設備の整備支援</b>				
○分娩取扱施設への支援を実施し、分娩取扱施設の確保や産科・産婦人科を標榜する病院や診療所数の維持に努めます。【保健福祉部】	小谷委員		38	分娩取扱助産院への支援も同様をお願いします。正常分娩はガイドラインに則って助産師のみでの出産ができます。
<b>イ 周産期医療に関わる医師確保</b>				
<b>ウ 妊産婦への支援</b>				
○妊婦の健康管理のため、早期の妊娠届や定期的な妊婦健康診査の受診について、啓発に努めます。【保健福祉部】	小谷委員		39	妊娠前の支援、妊娠確定診断に係る医療費補助はどの項目にはいりますか？
<b>エ 助産師の自立と周産期医療の質の向上</b>				
○産科医師から助産師へのタスク/シフトシェアを進めるため、県内の助産師の実践力向上にむけて、研修会の支援を実施や、院内助産や助産師外来の活用を進めます。【保健福祉部】	小谷委員		39	福島県内には開業助産師が40名程おり、有床助産所・助産院も12施設あります。産前から関わり産後ケアで妊産婦等のケアを行っています。地域で働く助産師も自立した助産師です。医療機関勤務ではありませんが、考慮していただけますと幸いです。
<b>オ 分娩施設では対応できない分娩の補完</b>				
<b>カ 周産期医療システム構築の支援</b>				
○体調が急変した妊産婦及び新生児に対して高度な医療が必要な場合、連携して患者を受け入れるために、周産期母子医療センター間や地域周産期医療施設間で母子周産期医療システムが構築されています。周産期医療協議会をとおして、周産期医療体制の現状や課題、あるべき姿について協議を進め、周産期医療システムの充実を図り、周産期医療システムの構築の運営を支援します。【保健福祉部】	小谷委員		40	産後ケア事業について、産後ケアは希望すれば利用できるユニバーサルなサービスになりつつあります。産後ケアについての記載を希望します。
<b>(2) 産前産後の支援の充実と体制強化</b>				
○妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に、健康や育児、乳房のケア等の不安や悩みについて助産師に相談できる「ふくしまの赤ちゃん電話健康相談」窓口を設置するとともに、必要に応じて訪問し、母乳育児等のきめ細やかな支援を行います。また、妊産婦や乳幼児を持つ保護者同士の交流の場を設け、支援の充実を図ります。【こども未来局】	古渡委員		40	国において伴走型相談支援を政策として示していますが、妊婦さんが出産して産褥期からの専門家による伴走支援が必要と考えています。核家族化が進み、頼れる縁が少なくなっている現在、妊婦さん(当事者)のマイ助産師さんマイ保健士とどう関係が構築出来たらどれだけ安心できるか。当事者からの電話相談も必要と思いますが、退院後の不安を少しでも解消する政策がまずスタートと考えます。
<b>(3) 母子保健と児童福祉の一体的・継続的な支援</b>				
<b>(4) 妊産婦・乳幼児への保健対策</b>				
<b>(5) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化</b>				
<b>(6) 不妊や不育症に悩む夫婦に対する支援</b>				
○不妊症や不育症に悩む方への包括的な支援体制の構築を図るため設置した「福島県不妊症・不育症支援ネットワーク協議会」を中心に、地域の実状に応じた不妊症及び不育症に悩む方への支援を行います。【こども未来局】	小笠原委員		41	妊娠を望む男女が働きながら子供を授かり、子育てできる環境整備のため、福島県内の不妊治療を行う病院(人工受精が可能な病院県内4件のみ)を増やし、通院しやすい環境づくりと、治療費の補助金の適用範囲を拡大することを求める。合わせて、福島県で実施しているコンセプションケアを広く周知することが重要である。
<b>(7) 災害時の小児・周産期医療体制</b>				
○災害発生時に小児・周産期医療の患者搬送や物資等の支援の調整を円滑に行えるようにするため、災害時小児周産期リエゾンの養成を進めるとともに、各関係機関や団体等と情報を共有し、連携して対応できるよう、平時からネットワーク形成を進めます。【保健福祉部】	小谷委員		41	災害時小児周産期リエゾンは、都道府県により体制整備のばらつきが大きいと感じています。福島県が率先して医療機関に働きかける必要があると思います。リエゾンの養成に係る費用についても検討いただきたいです。県内リエゾンの連携会議の開催もあると良いと思います。



基本的施策〈素案〉	委員氏名	当日発言	該当ページ	意見・提案等
<b>1-2 こどもの育ちの保障と遊びの充実</b>				
<b>■現状・課題・施策の方向</b>				
<p>幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えています。</p>	伊藤委員	★	42	<p>一番の課題は少子化です。若者や子育て世代への投資がこれまで以上に必要です。環境整備はもとより、県の姿勢として目標値を定め積極的に子を産み育てやすい環境を提供してもらいたい。将来の県人口の想定希望数を明確に提示してもらいたい。</p>
<b>■施策の展開</b>				
<b>(1) 保育の受け皿の整備</b>				
<p>○市町村が算出した「教育・保育に係る量の見込み（需要）」に応じて、保育所や認定こども園などの施設整備を推進します。 【こども未来局】</p>	宮内委員	★	42	<p>前回の計画策定時から情勢が大きく変化し、首都圏を除き待機児童は解消され、地方では町村部のみならず都市部においても定員割れが生じたり、施設の廃止が進んだりしています。</p>
<p>○待機児童の多い3歳未満児を受け入れる施設の体制強化を支援することにより、保育の受け皿を拡大して、待機児童解消を図ります。 【こども未来局】</p>	宮内委員		42	<p>県内では待機児童はほぼ解消されており、子育てに関する財源を受け皿拡大よりも、既存施設の充実（施設設備整備だけでなく、国に先んじて県独自の財源による保育士配置基準の改善や、へき地での施設の維持）に振り向けて頂きたいと思います。</p>
<p>○企業が国の助成を受けて整備・運営する企業主導型保育施設について、国・市町村・設置企業等と情報共有を図りながら、開設後の指導監査を実施するなど、保育の受け皿として適正な拡大を図ります。 【こども未来局】</p>	宮内委員		42	<p>企業が福利厚生の一環または新たな収益源として展開する企業主導型保育施設については、待機児童の見込まれる地域に限定し、助成についても段階的に縮小し企業による自主運営にシフトしていくべきものと考えます。</p>
<b>(2) 保育・幼児教育の質の向上</b>				
<b>ア 保育の質の向上</b>				
<p>○各保育所等が自身の保育サービスの質を客観的に把握するため、第三者が専門的な立場から施設の運営状況やサービスの内容を評価する「福祉サービス第三者評価」の受審を促進します。 【こども未来局】</p>	古渡委員		43	<p>第三者評価は運営状況やサービスの評価です。本質的な幼児教育保育の質の評価にはなりません。保育の質の担保の為の評価システム・モニタリングシステムが必要です。ご検討をお願いいたします。</p>
<p>○児童館、保育所などの児童福祉施設における保育の質の向上を図るため、遊具・運動用具・空調設備等の環境整備等を支援します。 【こども未来局】</p>	宗形委員		43	<p>専門家の関与についても必要であると思われます。</p>
<b>イ 幼児教育の質の向上</b>				
<p>○認定こども園や幼稚園における教育の質の向上を図るため、遊具・運動用具・空調設備等の環境整備や、認定こども園における研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の開催を支援します。 【総務部】</p>	伊藤委員		43	<p>公私の別なく進めてもらいたい</p>
<p>○幼児教育に携わる教員等の資質の向上を図るため、各種研修会を実施するとともに、全ての園種を対象に、地区や園で実施している研修会や園内研修を支援します。 【こども未来局】</p>	宗形委員		43	<p>全ての園種を対象に支援とは、どのように実施していくのでしょうか。（実現可能性）</p>
<p>○幼児教育段階から非認知能力を育成するとともに、幼児教育で育まれた資質・能力の基礎を小学校以降の教育に効果的につなぐ取組を推進します。 【教育庁】</p>	宗形委員		43	<p>どのような取り組みを考えているのか、もう少し明記してはいかがでしょうか。</p>
<b>(3) 特別な配慮を必要とするこどもへの支援</b>				
<b>(4) 幼児教育・保育の一体的提供の推進</b>				
<b>(5) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進</b>				
<p>○保育所、幼稚園、小学校等において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有した意見交換や合同研修会、幼児と児童の交流会等が効果的な取組となるよう、幼児教育と小学校教育の接続を図るための連携を支援します。 【こども未来局】</p>	宗形委員		44	<p>もう少し具体例についても示してはいかがでしょうか。</p>
<p>○幼児教育段階から非認知能力を育成するとともに、幼児教育で育まれた資質・能力の基礎を小学校以降の教育に効果的につなぐ取組を推進します。また、幼小中高が連携し、「知識及び技能」に限らず、「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の、変化の激しい社会にも対応できる資質・能力の育成を図ります。 【教育庁】</p>	宗形委員		44	<p>もう少し具体的に何をするのかまで示してはいかがでしょうか。</p>

基本的施策〈素案〉	委員氏名	当日発言	該当ページ	意見・提案等
<b>(6) 保育・幼児教育に関わる人材の育成と確保</b>				
○指定保育士養成施設の学生への修学資金の貸付けにより、保育士資格の新規取得の機会拡大を図ります。【こども未来局】	小笠原委員		44	少子高齢化の加速や首都圏への人材流出が懸念されている。保育士の人材確保および処遇改善は、保育の質を向上させるために必要不可欠である。保育士の資格取得を目指す学生に対し、修学に必要な資金貸付の拡充を求める。
○保育士の主な離職理由として給与等の処遇や仕事量、職場の人間関係等があげられていることから、経営者や実習指導者等を対象としたセミナーなどを実施して働きやすい職場づくりの情報を提供し、保育人材の安定的な確保・定着を図ります。【こども未来局】	伊藤委員		44	幼稚園教諭に対する処遇の改善も併せて実施検討してもらいたい。
	小笠原委員		44	○必要な財源を確保したうえで、良質な保育・幼児教育など子ども・子育て支援策を充実させること。 ○保育・教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること。
<b>(7) 子育て支援の拠点づくり</b>				
○家庭・地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感・不安感の増大に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として「地域子育て支援拠点」の周知を図ります。【こども未来局】	古関委員		45	地域で開催しております、未就学児と保護者のための、子育てサロンには、毎月、たくさんの親子が参加されます。 中にはアウェイ育児をされている保護者もあり、日々の子育てで疲弊し、孤独感も抱いているようです。自分が住む地域に、同じように子育てをしているママ友を知ること、親しくなり、ママたちの顔が輝いてきます。そこには地域住民や民生児童委員、主任児童委員もあり、地域の大人に見守られながら子育てをしていく安心感を抱いていただけたらと思っております。20年以上継続しての活動から、本当に必要な、親子の居場所だと感じております。
<b>(8) 教育・保育情報の公表</b>				
<b>2 学童期・思春期</b>				
<b>2-1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の充実</b>				
<b>■現状・課題・施策の方向</b>				
こどもにとって、学校はただ学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所のひとつであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、学校生活を更に充実したものとしていきます。 また、ライフスタイルの変化等により、朝食の欠食や子どもがひとりで食事を摂る孤食など食習慣の乱れが問題となっており、栄養・食生活と肥満との関連について注視していく必要があります。そのため、児童及び保護者に対する望ましい食生活の普及、健康な食習慣の定着、体験型の食育活動の充実、地産地消の推進を図るなど、家庭・学校等・地域が一体となった食育推進体系の整備を推進します。	伊藤委員		46	長期休業期間中の子供の食の実態も併せてアンケート等実施し課題の検討を行ってほしい。
<b>■施策の展開</b>				
<b>(1) 学力の向上</b>				
○小中学校においては、学校と家庭が連携して学習習慣の確立を図るとともに、学習指導の更なる改善に努め、高等学校においては、生徒一人一人の進路希望を実現するため、高度な知識・技能の習得とその活用能力向上を図るなど、こどもの発達段階に応じた学力向上の取組を推進します。【教育庁】	伊藤委員		46	休日・休業中の自宅以外での学習場所の創出が必要ではないか。
	宗形委員		46	具体性に欠けるため、学習指導の更なる改善を具体的に示してはどうか（「(3) こどもの体力の向上」においては、かなり具体的に書かれています。学習指導の更なる改善についてももう少し具体を示す必要があると思います。4(1)にも記載しましたが、福島県として具体的に何を大事にした学力向上策を講じていくのか検討し、明記する必要があるのではないかとということです。
<b>(2) 道徳教育の推進</b>				
<b>(3) こどもの体力の向上</b>				
<b>(4) 特別支援教育の充実</b>				
○特別支援教育に係る活動の充実を図るため、教員の専門性向上のための研修や講師派遣、個別の支援計画の策定等を進める児童・生徒の学習・生活・進学・就職等をサポートする支援体制の整備を行う私立高等学校等を支援します。【総務部】	宗形委員		47	等と示されていますが、私立高等学校以外はどのような対象をお考えでしょうか
○心身障がい児教育の充実振興を図るため、心身障がい児を受け入れ、専任の教職員を配置する私立幼稚園等を支援します。【総務部/再掲】	宗形委員		47	等と示されていますが、私立幼稚園以外はどのような対象をお考えでしょうか



基本的施策〈素案〉	委員氏名	当日発言	該当ページ	意見・提案等
<p>(5) 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実</p> <p>○働き方改革の推進や教員の養成・採用・研修の充実等により学校の在り方を変革し、教員が主体的に学び、やりがいを持って働くことができる持続可能な教育環境を構築することで、教員の力、学校の力を最大化します。【教育庁】</p>	小笠原委員		47	<p>○教職員の確実な配置、産休・育休・病休等に対する代替・補充教職員確保に向けた処遇改善などの予算措置をお願いしたい。</p> <p>・昨今の教職員不足により、現在では年度初めから教員の未配置が発生している。それに加え、年度途中からの産休・育休・病休に対して代替・補充の配置が困難となっており、「授業者がおらず、子どもたちの学習権侵害」「安心して休むことができない」、「現場への負担が増す」など問題となっている。年度初めの教職員完全配置も含め、欠員が発生しないよう人員の確保をお願いしたい。</p> <p>○教職員の働き方改革のため配置されているスクール・サポート・スタッフについて、全校配置の確実な実施と十分な勤務日数確保のための予算確保をお願いしたい。</p> <p>・コロナ禍対策として配置が進んだスクール・サポート・スタッフだが、コロナ5類移行を受け、現在は学校の働き方改革実現に向けた重要な手立ての一つとしてすすめられている。教職員不足を軽減する重要な役割を果たしているが、今年度からコロナ関連予算によるものではなくなり予算額が縮小したことから勤務日数の削減が行われた。そして先日、県の最低賃金上昇のあおりを受け、年休取得の推進の形で勤務日数が削減されてしまった（通勤手当ぶん圧縮のため）。来年度の全校配置・勤務日数の確保・拡充に向け、予算確保をお願いしたい。</p>
	宗形委員		47	<p>教師にとっての接続可能な教育環境とはどのようなものでしょうか。</p>
<p>(6) 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備</p> <p>○部活動の適正化と学校の働き方改革を踏まえた、さらなる部活動改革の推進を目指し、学校現場及び学校関係他団体、競技団体と市町村教育委員会が一体となり、今後の部活動の在り方や課題を検討するとともに部活動の地域移行に向けた知見等の共有を図ります。【教育庁】</p>	小笠原委員		47	<p>○休日の運動部活動の地域移行に向けた改革推進期間（2023～2025年度）で、地域移行や地域スポーツクラブの設立が進むよう、各自治体の事業予算の補助が出せるような制度を新設していただきたい。</p> <p>・主体は市町村教育委員会ではあるが、人と予算の確保に困難を抱えていることが多い。まずは予算面での補助を広げていただき、地域ごとの受け皿や部活動指導員の確保、民間への委託などが進むよう予算面で支援いただきたい。</p>
	宗形委員		47	<p>地域の実態に応じた取り組みとする必要があると考えます。</p>
<p>(7) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進</p> <p>○地域コーディネーターの配置や、コミュニティ・スクールの導入等により、地域住民等と学校が連携・協働する体制づくりを促進し、子どもが学校外の大人と交流したり相談したりできる体制の構築を目指すとともに、各校の特色化や魅力化を図ります。【教育庁】</p>	安藤委員	★	47	<p>福島県は、全国と比べて導入率が低いと聞いている（文科省資料より35%、福島市においては、飯野地区のみ）。国が施策として進めているので、福島県や各市町村においても、もっと積極的に進めていくべきではないか。この「福島県こどもまんなかプラン」を推進していくにあたって、家庭・地域・学校が一体となって行くことは、大切なことと考える。</p>
<p>(8) 健康教育の推進</p> <p>○生涯にわたって健康を保持増進できるよう、また、健康課題等の学習を通じて、正しい知識やそれに基づく判断力を身につけられるよう、家庭や地域、学校医や関係機関との連携を図り、学校教育活動全体で健康教育を推進します。【教育庁】</p>	小谷委員		48	<p>性と生に関する健康教育も含めると良いと思います。自殺や虐待防止にも含まれるでしょうか？</p>
<p>○将来にわたって体力向上、食習慣や肥満解消などの健康課題を解決していくためには、児童生徒一人一人が自ら健康マネジメントサイクルを確立する必要があり、そのための取組を進めます。【教育庁】</p>	宗形委員		48	<p>具体的もう少し示していただくことでイメージができるように思います。</p>
<p>(9) 食育活動の推進</p>				
<p>(10) 体罰や不適切な指導の防止</p>				
<p>(11) 校則の見直し</p>				
<p>○児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものであることから、その適切な見直しについて啓発や情報発信を進めます。【教育庁】</p>	宗形委員		49	<p>子どもの権利の担保としての校則の見直しという表現は必要ないでしょうか。</p>



基本的施策〈素案〉	委員氏名	当日発言	該当ページ	意見・提案等
<b>2-2 こどもの居場所づくり</b>				
■現状・課題・施策の方向				
こども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性すべてが「居場所」になりえます。その場を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、居場所づくりを推進していきます。	宗形委員		50	学校が子どもの居場所となることについても触れる必要があるように思います
■施策の展開				
(1) こどもの居場所づくりの推進				
(2) 放課後児童対策				
<b>2-3 小児医療体制やこころのケアの充実</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) 小児医療体制の整備				
(2) 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援				
<b>2-4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) 主権者教育の推進				
(2) 消費者教育の推進				
(3) 金融経済教育の充実				
(4) ライフデザインに関する教育や意識啓発の推進				
○若い世代が将来の様々なライフイベントに対応できるよう、結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等のライフデザインセミナーやワークショップを実施する取組を支援します。【こども未来局】	小谷委員		54	「プレコンセプションケア」という表現や、プレコンセプションケアに関する内容が入っても良いと思います。
(5) キャリア教育・職場体験の推進				
<b>2-5 いじめ防止と不登校のこどもへの支援</b>				
■現状・課題・施策の方向				
いじめは、こどもの心身に深刻な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある許されない行為であるという認識の下、いじめの未然防止、早期発見、解決に向けて対策を強化していきます。 不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方としつつ、すべてのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう支援していきます。	伊藤委員		56	不登校に次いで否登校児がコロナ禍を過ぎ、増えているようです。そういった子においても切れ目ない学習支援が必要です。
■施策の展開				
(1) いじめ防止対策				
○いじめの未然防止・早期発見や組織的な対応を進めるとともに、児童生徒一人一人が主体となって活躍できる魅力的な学校づくりを進めます。【教育庁】	宗形委員		56	もう少し具体的な内容についても踏み込んで明記する必要があると考えます。
(2) 不登校のこどもへの支援				
○教育相談体制の整備を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用により、不登校の生徒等の教育機会についての支援等を行う私立高等学校等を支援します。【総務部/再掲】	安藤委員		57	これだけ全国的な問題となっているのに、施策が少ない。民間との連携や、Fルームよりももっとつこんだ、オンラインタブレットを活用した自宅でも授業を受けられるような仕組みを作っていく必要があると思う。
	小笠原委員		57	県内9校の高校に配置されている個別支援教育コーディネーターの対象を中学生まで広げ、配置する学校の数も拡大されたい。不登校児童が増えるなかで、個別支援教育コーディネーターによる支援が必要不可欠である。
	鈴木委員		57	質問も含みますが、この私立高等学校等には、広域通信制高校も含まれますか？もし含まれないのであれば、含むよう提案します。御承知の通り義務教育課程で不登校を経験した生徒の多くが、広域通信制高校に進学しています。その生徒のサポート体制があることが望ましいと考えています。もし含めることが可能なら「広域通信制高校」を文中に入れる事を提案します。

基本的施策〈素案〉	委員氏名	当日発言	該当ページ	意見・提案等
○不登校及びその傾向のある児童生徒を支援するスペシャルサポートルームの活用や、帰国児童生徒や外国人児童生徒への日本語習熟のための授業等個別支援を進め、市町村や民間団体等と連携しながら学びの機会を確保するための取組を県内に普及させます。【こども未来局】	鈴木委員		57	不登校児童生徒のサポートについての文章について、その対象や打ち手についての記載は賛同する内容です。一点、不登校児童生徒のための「多様化学校（いわゆる不登校特例校）」の設置などについて、市町村との連携も前提に御検討いただきたいと提案します。
○少年からの相談や少年に関する相談に対応するための相談ダイヤル「ヤングテレホン」を運用し、必要な知識及び能力を有する少年相談専門員がアドバイスをを行います。【警察本部】	宗形委員		57	テレホンのみでしょうか。電話のみでの対応かということです。
<b>3 青年期</b>				
<b>3-1 高等教育の修学支援やキャリア形成支援</b>				
<b>■現状・課題・施策の方向</b>				
若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確認できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施していきます。 また、在学段階から職業意識の形成支援を行うとともに、学生のキャリア形成を支援していきます。	鈴木委員		58	青年期課題の一つに進学に限らない離家の問題があります。実際に関わっている生徒の中には、就職活動を行う際のスーツや靴を持っていない・1人暮らしするための準備金がない・運転免許取得費用がなく就職に不利な状況にあるなど、就職する際の準備が整わない状況も散見されます。進学に限らないキャリア支援の施策の検討を提案します。
<b>■施策の展開</b>				
<b>(1) 高等教育費の負担軽減</b>				
<b>(2) 学生のキャリア形成支援</b>				
○対象学生が学生の期間を通じて、地域医療や職業選択に対する意識の涵養を図り、地域医療に貢献するキャリア形成を支援することを目的に策定する「福島県キャリア形成卒前支援プラン」に基づき、大学と医療機関等が連携し、地域医療に関する実習や講義の支援・定期的な勉強会の開催など、将来従事する地域と接する機会の提供、地域医療に従事する意識の向上を図ります。【保健福祉部】	小笠原委員		58	○医療・福祉・介護分野の労働者が働き続けることができる環境整備および支援施策を求め。 ・具体的には、子育てをしながら仕事ができる環境整備や子育て・介護により離職した有資格者やライセンス所持者の復帰支援策、医療・福祉職子育て世帯移住支援事業などの新設を検討されたい。
<b>3-2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定</b>				
<b>■現状・課題・施策の方向</b>				
<b>■施策の展開</b>				
<b>(1) 若者への就職支援</b>				
★本項目を通して	鈴木委員	★	60	現状・課題・施策の方向の欄（3-1）に記述しましたが、生徒の中には相談や情報支援では、その後の進路選択が困難な層が散見されています。今後、具体的な現物支給や離家支援などの検討をお願いします。
○新入社員の早期離職防止のため、複数企業の新入社員を対象とした交流会の開催や、新入社員の人材育成制度の整備、職場環境の改善などが不可欠であることから、新入社員を指導する立場にある上司や人事担当者向けのセミナー等の支援を行います。【商工労働部】	宗形委員		60	雇用する側、企業内での意識改革についてはどう対応するかまで明記する必要があると思います。
○児童養護施設や里親等から自立するこどもに対し、大学等進学のための給付金の支給や運転免許取得の補助等による経済的な支援とともに、自立後の生活相談や就労支援などのアフターケアを行います。【こども未来局/再掲】	鈴木委員		61	社会的養護の対象になっていない生徒の中にも、経済困窮している生徒が存在します。制度上の壁かと思いますが、必要な生徒に支援が届くような施策を期待します。
<b>(2) 若者による地域づくりと移住・定着の推進</b>				
<b>(3) 女性が活躍できる環境づくり</b>				
○女性農業経営者の確保・育成を図るとともに、家族経営協定の締結等を通じた女性農業者の経営参画の促進や、女性が働きやすい環境の整備に向けた取組を推進します。【農林水産部】	宗形委員		62	大学との連携についても検討してはいかがでしょうか。
<b>3-3 出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実</b>				
<b>■現状・課題・施策の方向</b>				
<b>■施策の展開</b>				
<b>(1) 結婚支援の推進</b>				
<b>3-4 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援</b>				
<b>■現状・課題・施策の方向</b>				
<b>■施策の展開</b>				
<b>(1) ひきこもり支援</b>				
<b>(2) 若者の相談支援</b>				



基本的施策〈素案〉	委員氏名	当日発言	該当ページ	意見・提案等
<b>Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項</b>				
<b>1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) 幼児教育・保育の無償化				
(2) 医療費の無償化				
(3) 児童手当の支給				
(4) 奨学資金の貸与又は給付、授業料減免等				
<b>2 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) 子育てについての相談や情報提供				
○「福島県特別支援教育センター」において、「相談者の思いや願いに寄り添い、健やかな成長を促す教育相談」を軸に、障がい等の心配のある乳幼児、児童生徒やその保護者（家族）、学校等との教育相談を実施します。【教育庁】	宗形委員		67	これらのことをどのように周知するかまで記載する必要があるように思います。
(2) 地域のニーズに対応した子育て支援サービスの推進				
○市町村が地域の実情に応じて子育て支援に取り組む「地域子ども・子育て支援事業」において、延長保育、病児保育、ファミリー・サポート・センターや一時預かりなど、多様な支援サービスが提供できるよう支援するとともに、本事業に従事する者の資質向上及び人材確保のため、子育て支援員や放課後児童支援員などに対する研修会を開催するなど人材育成に努めます。【こども未来局】 《「地域子ども・子育て支援事業」による主な事業・取組》 ★地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 ★妊婦健康診査 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。 ★ファミリー・サポート・センター事業 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	小笠原委員		68	コロナ禍以降、発熱・体調不良の子供に対する保育園の対応が厳しくなっている。親が仕事を休むことなく安心して子供を預けられるよう、体調不良児対応型保育園の新設等、病児保育のサービスの拡充を検討されたい。また、預け入れなどの各種申請や手続きをオンラインで行うシステム環境の構築に努められたい。
(3) 子育て応援の気運醸成				
(4) 家庭教育支援の推進				
<b>3 共働き・共育での推進</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) 育児休業の取得支援				
○育児休業制度を就業規則等で規定していたり、取得実績があることを「福島県次世代育成支援企業認証」の認定要件とすることで、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促進します。 さらに、男性の育児休業取得を推進した企業に対し、取得日数に応じて「女性活躍・働き方改革支援奨励金」を支給するなど、企業の取組を後押しします。【商工労働部】	高羽委員	★	70	男性の休業取得等による育児参加は、アンコンシャス・バイアスの払拭や女性活躍の推進を後押しする等のメリットがいわれており、さらに取得を促進する取組を進めていくことが重要となります。また、企業認証制度については状況に応じて評価の仕組み等の見直しを検討すること、制度及び認定企業の認知度の向上を図ることが重要と考えます。
(2) 男性の家事・子育てへの参画促進				
(3) 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり				
○出産・育児による離職を防止し、安心して働き続けられる環境の実現に向け、企業が従業員のこどもを預かる企業内保育施設等を整備する取組を支援することで、働きやすい職場環境づくりを推進します。【商工労働部】	小笠原委員		71	企業における保育園の施設整備補助金を増額されたい
(4) 出産・育児等を理由とした退職者の再就職支援				
(5) 県職員のワーク・ライフ・バランス推進と両立支援				

基本的施策〈素案〉	委員氏名	当日発言	該当ページ	意見・提案等
<b>4 ひとり親家庭への支援</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) 経済的支援				
(2) 就労支援				
(3) 子育て・生活支援				
○「ふくしまシングルママ&パパハンドガイド」を作成し、ひとり親家庭が受けられる支援の内容や相談窓口をお知らせします。【こども未来局】	宗形委員		74	どのような手段でお知らせするのかまで示す必要があるのではないのでしょうか。
(4) 相談支援				
<b>IV 東日本大震災からの復興</b>				
<b>1 震災からの復興に向けた取組の支援</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) 遊びの環境づくりへの支援				
(2) 健康マネジメント能力の育成				
(3) 震災・復興に関する情報発信				
<b>2 こどもの心身の健康を守る取組の推進</b>				
■現状・課題・施策の方向				
本県の子育て世帯が抱く震災の影響による健康上の不安を和らげるため、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、こどもたちの健康を長期にわたって見守っていきます。 また、現在も東日本大震災・原子力災害により県内外へ避難しているこどもたちが多数おり、こどもだけでなく保護者も精神的な負担が解消されていない状況です。特に避難地域においては、避難指示解除の進展に伴い、今後更に住民の帰還・移住を促進していく必要があることから、安心してこどもを生み育てやすい環境の整備に向け、長期的な視点に立って安定的かつ継続した取組を行うことが重要です。根強い風評や放射線によるこどもの健康への影響などの子育て現場での不安が完全には払拭されていないことから、震災による様々な不安に対応した相談・援助など、きめ細かな心身のケアに取り組んでいきます。	小笠原委員		76	震災以降、小中高生を対象に行っている調査では、震災の影響や生活の問題でストレスを抱えてサポートが必要な児童・生徒は、津波被害の大きかった沿岸部の小学校で18.9%、中学校で14.1%と、内陸部よりも高く、増加傾向にある。連合のヒアリングにおいても、震災後に生まれたこどもでも、避難生活や親の影響でストレスを抱くことがあるという声もある。被災によるストレスや特別な配慮を擁する子供の心のケアに万全を期すため、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを常勤配備するとともに、全学校で養護教諭を配置・増員するなどの対策を行う必要があると考える。 ○大野病院も双葉医療センターも、スタッフが集まらず、医療が提供できない。民間頼みでは厳しく、公的支援が必要。メンタルケアはさらに遅れているが、原発被災地12市町村に心理士を配置するのはコストがかかるし、無理。心理士はこころのケアセンターに集約し、効果的に活用するのが適当。 ○被災地の学校は、少人数学級で良かったが、障害児をみる想定はしていなかった。移住者の増加に伴って発達障害児が増え、養護学校が追いつかず、浜通りの学校はあっぴあっぴあしている。 ○子どものケアは今も必要。臨床心理士と精神保健福祉士は圧倒的に足りない。それらの専門職も震災と原発事故で避難し、県外から来ていた専門職は一斉に引き上げた。 ○全学校にカウンセラーやソーシャルワーカーを配置するは無理。各校に配置できても専門職が持ちこたえられない。こころのケアセンターにそれらの専門職を一元化し、必要に応じて派遣する方が効果があり、離職させずに人材育成もできて良い。 ○母子家庭などでは、子のケアが家族のケアになる。親子を一体化してケアすることが必要。
■施策の展開				
(1) 放射線に係る保健・医療体制の整備				
○放射線への健康不安を払拭するためには、こどもの頃から正しい知識を身に付けることが重要であることから、放射線の健康影響に関する情報について県民に正しく分かりやすく提供するなど、リスクコミュニケーションに努めます。【生活環境部、保健福祉部】	宗形委員		76	「こどもの頃から」とありますが、「県民に」とあるので対象は子供から大人までということでしょうか。
(2) 震災被害等に関するこどもや保護者の心身のケア				
○医療機関や市町村、子育て支援機関と連携し、妊産婦のメンタルヘルスケアの体制整備を図っていきます。【こども未来局】	小谷委員		77	妊産婦のメンタルヘルスケアの体制整備とありますが、8年目フォローの方のメンタルヘルスへのフォローが多いと聞きます。妊産婦のという表現で良いのでしょうか？